関係機関との連携

**関係機関との連携については、それぞれの立場でできることは何かを理解し、協力関係を打ち立てなければなりません。実際にどのような機関とどのような連携ができるかを、以下の表を参考に日頃から確認しておくことが大切です。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 連携機関 | 連携内容 | 機関名（担当者）・連絡先 |
| **学校医** | 医療との連携に関する助言 | ☎： |
| **総合教育センター** | 精神科医・（公認）臨床心理師への相談・対応の助言 | ☎： |
| **教育委員会**  **教育事務所** | ＳＣ・ＳＳＷ派遣要請 | ☎： |
| **ＳＣ** | 危険を抱えた児童生徒への個別対応 | ☎： |
| **ＳＳＷ** | 連携機関に関する助言、他機関との連携に関する調整 | ☎： |
| **児童相談所** | 対応に関する助言、児童生徒への直接的な対応の依頼、虐待が疑われる場合の通告・相談 | ☎： |
| **市町村の**  **児童福祉担当課** | 危機を抱えた児童生徒への対応に関する助言、虐待が疑われる場合の通告・相談 | ☎： |
| **精神保健福祉センター** | 危機を抱えた児童生徒への対応に関する助言 | ☎： |
| **保健所** | 保健相談等の対応依頼 | ☎： |
| **地元警察署** | 危機を抱えた児童生徒の安全確保・対応に関する助言 | ☎： |
| **少年サポートセンター** | 問題を抱えた児童生徒とその保護者への助言 | ☎： |

埼玉県教育委員会「Ｉ'ｓ２０１９～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～」より